

本書発行後、公職選挙法が改正されました。最新の改正を踏まえる資料としてご活用ください。

◎ 公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第一九号。令和七年五月二日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用）

1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設（第一四四条の四の二）

(1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならぬこととした。

(2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととした。

2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設（第二三五条の三第二項）

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、一〇〇万円以下の罰金に処することとした。